

**65歳超雇用推進助成金は、
平成31年3月29日に
「高年齢者雇用環境整備支援コース」の受付を終了し、
平成31年4月1日から
「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」の受付を開始します**

65歳超雇用推進助成金(※1)のうち、「高年齢者雇用環境整備支援コース」については、平成31年3月29日をもって申請受付を終了し、平成31年4月1日から「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」の申請受付を開始する予定です。

※1 厚生労働省ホームページ「65歳超雇用推進助成金」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

ご注意ください!

本リーフレットに記載の内容は、平成31年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提となり、今後、変更になる可能性があります。

**高年齢者評価制度等雇用管理改善コース (4月1日から
受付開始)**

(平成31年4月1日以降に雇用管理整備計画書を提出した事業主から適用されます)

助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に助成します。
具体的には、高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置を実施した事業主に助成します。

- 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入又は改善
- 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- 法定外の健康管理制度の導入 等

助成額

雇用管理制度の整備等の実施に要した経費※2の額に、次の助成率を乗じた額

	中小企業事業主 の助成率	中小企業事業主以外 の助成率
生産性要件(※3)を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%



- ※2 雇用管理制度の整備等の実施に要した経費は、雇用管理制度の導入又は見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費です。初回に限り30万円とみなします。2回目以降の申請は、30万円を上限とする経費の実費を対象経費とします。
- ※3 生産性要件の詳細については、こちらをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

主な支給要件

- 「雇用管理整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。
- 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- 雇用管理整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者※4であって、講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。
- ※4 短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。
- 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

高年齢者雇用環境整備支援コース（3月29日に受付終了）

ご注意ください！

「高年齢者雇用環境整備支援コース」の支給対象となるのは、以下の期間までに申請窓口（※5）に申請書類が提出されたものになります。

高年齢者雇用環境整備支援コース  3月29日（金）までに申請受理窓口
に雇用環境整備計画書を提出した場合

郵送による場合は、申請書類が上記期限までに窓口到達したものに限り、（消印日ではなく窓口到達日が期限内であることにご注意ください。）

- ※5 65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース・高年齢者雇用環境整備支援コース）の相談・申請窓口は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）です。支部の一覧はこちらをご覧ください。
<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>

今後、生産性向上のための機械設備等の導入により雇用管理改善や生産性向上に取り組まれる事業主の皆さまは、「人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）」をご検討ください。

- 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）
相談・申請窓口は管轄の都道府県労働局になります。また、高年齢者雇用環境整備支援コースとは、対象となる設備や支給要件等が一部異なります。詳しくは、こちらをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200778.html>